

# 安全マストルール



# 安全マストルールの概要

- ① **安全マストルール(厳禁行動)**とは  
重篤な災害を未然に防止するために、  
**絶対にやってはならない厳禁行動**
- ② **適用者**  
当社社員、当社で作業するグループ会社社員・協力会社社員
- ③ **教育・訓練と確認テスト**  
雇入れ時、以降は毎年1回 教育・訓練と理解テストを実施
- ④ **違反者**  
厳重注意 ほか 就業規則に基づく譴責等の罰則を科す
- ⑤ **適用開始**      2007年1月1日

# 安全マストルールの目的

**安全マストルールは、すべての直・協社員がこれを遵守することにより、重篤な災害を撲滅することを目的としています。**

**従って、本規則に罰則があるのは、見せしめなどではなく、安全マストルール違反を一掃し、すべての直・協社員が絶対に重篤な災害を被らないためです。**

# 1. 条件設定

条件設定することなく、設備の可動範囲内に入ってはならない。



## 2. 玉掛作業

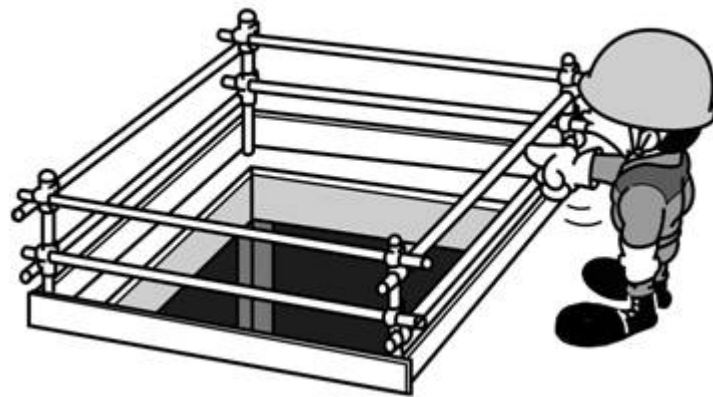
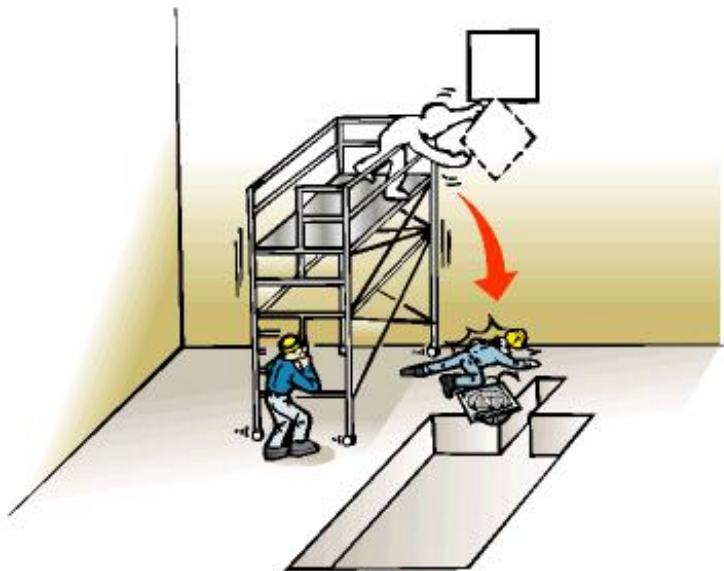
玉掛作業では吊り荷の真下に入ってはならない。



### 3. 高所作業

①安全帯を使用することなく、作業床を設けられない高所作業をしてはならない。

②安全帯を使用することなく、作業床の端や開口部に囲い、手すりあるいは覆いを設けられない高所作業をしてはならない。



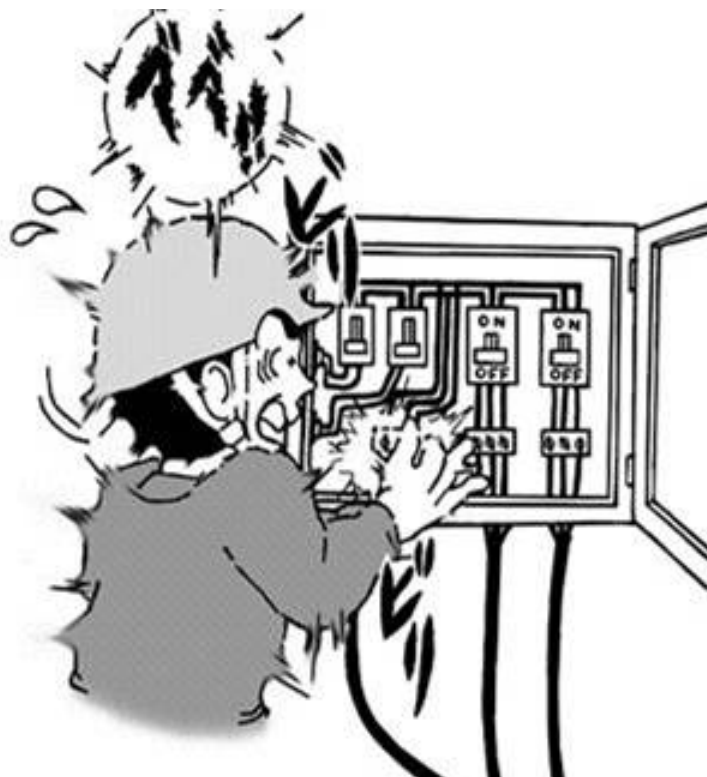
## 4. CO、酸欠(硫化水素含)危険場所での作業

CO、酸欠(硫化水素を含む)の危険場所に許可なく入ってはならない。



# 5. 電気活線作業

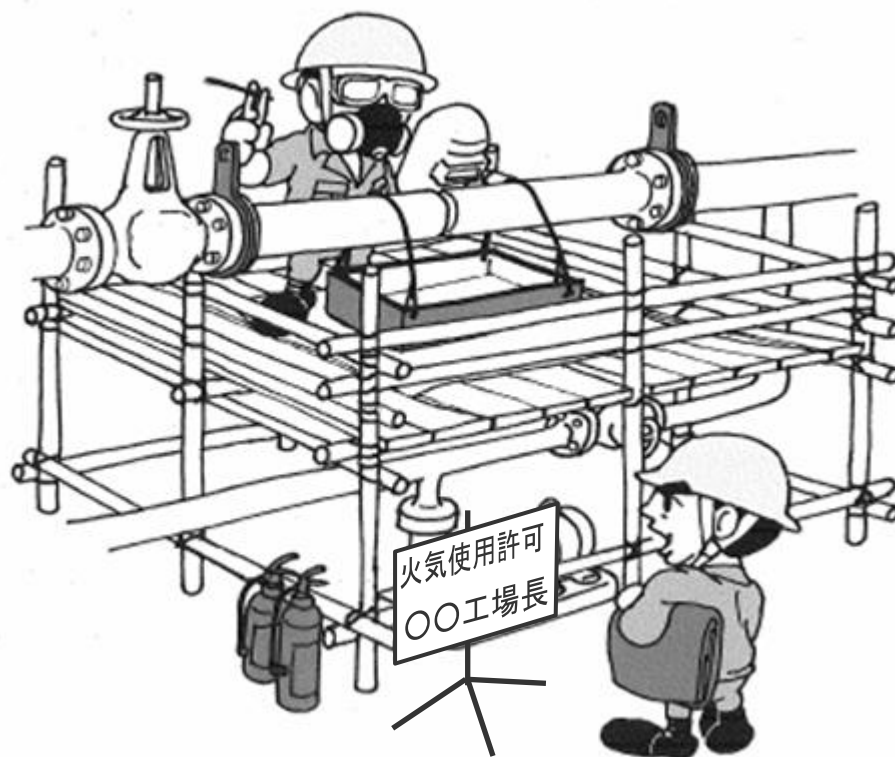
活線状態で電気修理作業をしてはならない。





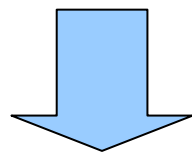
## 6. 火気使用作業

火気使用制限区域内において無許可で火気を使用してはならない。



# 違反者を見つけたら

もし、  
現場で安全マストルール違反者を見つけたら・・・



**直ちに作業を中止させてください！**



# 最後に

安全マストルールは、重篤な災害から自分や仲間を守るための最低限のルールです。

安全マストルールを「**遵守すること**」「**厳格に運用すること**」は、自分や仲間を守ることなのです。





【+】ご安全に！